

平成25年10月23日 第28回原子力規制委員会配布資料

(案)

東京電力福島第一原子力発電所における汚染水対策に関する
規制要求のポイント

平成25年10月23日

1. 汚染水対策は、タービン建屋等*の内部に滞留する高濃度の汚染水が地下水位の変動によって周辺の地中に漏出しないよう設計・計画されていること。

* タービン建屋、原子炉建屋、廃棄物処理建屋など汚染水が一体的に流れ込んでいる建屋及びその接続部分

2. 海水配管トレーニング等の海側に位置するトレーニングについては、滞留している高濃度の汚染水を除去した上で、汚染の拡大経路とならないよう措置を講じること。

3. 汚染水タンク等の貯蔵施設は、汚染水の状態を踏まえた耐漏えい性能を備えていること。また、耐用期間内に更新する計画とすること。

貯蔵している汚染水から放射性物質の除去を進め、漏えい時の影響を小さくすること。

4. 各設備に滞留・貯蔵している汚染水の量及び放射性核種別の濃度を把握するとともに、敷地内の土壤及び地下水中の放射性物質濃度を監視すること。

5. 港湾外の海水及び海生生物に、放射性物質による有意な汚染が及ばないための措置を講じること。

6. 多核種除去設備（ALPS）から発生する高濃度放射性廃棄物を収めた容器（HIC）は、十分な遮蔽や漏えい拡大防止策を備えた貯蔵施設に保管すること。

注) 損傷した炉心の冷却状態、格納容器の雰囲気温度等の確認については、より合理的な方法を検討すべき。

以上